

知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）第14条に基づき、知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(附帯条件)

第3条 補助金の交付は、取壊し住宅の存した1敷地につき1回のみとする。

(添付書類)

第4条 要綱第7条の規定による知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者等の住民票（補助事業の対象となる住宅の居住者の住民票）
- (2) 家屋の固定資産課税台帳登録証明書（要綱第2条第5号アに規定する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（要綱第2条によるものに限る。）
- (4) 耐震化促進工事計画書
 - ア 付近見取り図
 - イ 設計図又は写真
 - ウ 工程表
 - エ 施工業者の解体工事業登録証又は建設業許可証の写し
- (5) 耐震化促進工事費見積書（耐震化促進工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）
- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第8条の規定による知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付変更申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の変更内容を表した図書
- (2) 変更後の工事費の見積書（取壊し工事とその他の部分を分けたもので、施工

業者又は建築士の記名のあるものに限る。)

3 要綱第10条の規定による知立市既設民間住宅等耐震化促進工事完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

(3) 工事写真（耐震化促進工事の内容が確認できるものに限る。）

(4) 内訳書（工事請負契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異がある場合に限る。）

（完了検査）

第5条 市長は、要綱第10条の規定による知立市既設民間住宅等耐震化促進工事完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

2 前項に規定する検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（別記様式）により通知する。

（補助金の取消し）

第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反した場合

(3) 補助金を目的以外に使用した場合

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じた場合

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。